

平成30年度 岐阜県水防協議会 議事録

日時：平成30年4月27日(金曜日)10:00～11:00

場所：水産会館 大会議室

1. 出席者

- ・会長 岐阜県知事 代理 県土整備部次長 松田 勲
- ・委員 岐阜地方気象台長 辻川 才太
- ・委員 岐阜県河川協会会長 代理 岐阜市基盤整備部水防対策課長 川口 幸男
- ・委員 西日本電信電話(株)岐阜支店長 代理 災害対策担当課長 長峰 厚高
- ・委員 中部電力(株)再生可能エネルギー事業部岐阜水力センター所長
代理 業務課専門課長 藤澤 勝三
- ・委員 陸上自衛隊第35普通科連隊長 代理 防衛幹部 森 勝吾
- ・委員 岐阜市水防協会会長 戸本 敏夫
- ・委員 岐阜市立藍川小学校長 中谷 恵子
- ・委員 公益社団法人岐阜県看護協会会長 石山 光枝
- ・委員 岐阜県警察本部長 代理 警備第二課災害対策室長 洞口 幸男
- ・委員 岐阜県女性防火クラブ運営協議会副会長 上松 幸恵
- ・関係機関 岐阜県危機管理部長 代理 防災課防災対策監 高見 浩一郎
- ・関係機関 木曽川上流河川事務所長 代理 副所長 西原 均
- ・関係機関 木曽川下流河川事務所長 代理 副所長 日置 龍朗
- ・関係機関 航空自衛隊岐阜基地司令 代理 第2補給処企画課国民保護専門官 古田 勝英
- ・事務局 岐阜県県土整備部河川課長 井上 清敬
- ・事務局 岐阜県河川課 管理調整監 吉川 昌宏
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係長 高橋 祐二
- ・事務局 岐阜県河川課 維持係長 豊福 洋生
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主査 宮嶋 泰徳
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主任 松浦 奨
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主事 川合 雄大
- (欠席) 国土交通省中部地方整備局長 塚原 浩一
- (欠席) 岐阜県町村会会長 井戸 敬二
- (欠席) 岐阜県議会議長 村下 貴夫
- (欠席) 中部学院大学短期大学部学長 片桐 多恵子
- (欠席) 大垣市PTA連合会中学母親代表 中村 与喜子
- (欠席) 庄内川河川事務所長 西 修

2. 議題

- ・平成30年度岐阜県水防計画変更(案)について

【司会：(以下、河川課 高橋水政係長)】

本日は、ご多忙の中、岐阜県水防協議会にご出席賜りありがとうございます。定刻となりましたので、

ただいまから、協議会を開催します。

まず始めに、本日の協議会になりますが、当初の案内から開催時間の変更が生じたことに、まずもって、この場をお借りし、改めてお詫びいたします。それでは、出席委員数の報告を申し上げます。岐阜県水防協議会条例第6条により、協議会は委員の3分の1以上の出席で成立いたしますが、当協議会の委員15名のうち、本日の出席者は10名でございますので、協議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

当協議会の会長であります知事は所用のため出席できませんので、代りまして岐阜県県土整備部次長松田からご挨拶申し上げます

【会長（代理：松田県土整備部次長）】

岐阜県県土整備部次長の松田でございます。

皆様には、平素から本県の水防行政・河川行政に対し、深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、本日はご多忙のところ、当協議会に出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、九州北部豪雨等、痛ましい水害が全国各地で発生しています。ハード整備が進展している大規模河川では、水害の頻度が減っている一方、県が管理する中小河川の水害が頻発化・激甚化しており、問題が顕在化しています。

まずはハード整備を迅速に進展させる必要があります。しかし、今年度、予算が増額されましたが、ハード整備には一定の時間が掛かります。今あるハード施設では防ぎきれない洪水から被害を抑えるため、水防活動は重要性を増しています。

このような中、昨年度、国交省が「水防活動活性化調査会」を立ち上げ、水防活動の活性化を推進していくこととしています。この調査会には、本県も構成員に選ばれています。これは、本県では、過去から水防活動が活発であるからであり、一方で、高い水害リスクに、今もなおさらされているからです。県としては、引き続き、水防活動の活性化に取り組み、水防団の皆様と連携して、県民の生命と財産を守るよう取り組んでまいります。

他方、近年の気候変動に鑑み、ハードでは防ぎきれない洪水が必ず発生することを前提に、命を守るためのソフト対策にも取り組む必要があります。近年の大水害が発生した中小河川では、洪水時の水位が分からず、避難が遅れ、人的被害が発生しています。このような状況を踏まえ、国土交通省が安価で容易に設置できる危機管理型水位計を開発しました。本県では、この危機管理型水位計の設置を進める他、浸水想定区域図を公表して水害リスクをお示しするなど、県民の防災意識の向上も含め、水害対策を戦略的に進めてまいります。

本日は、水位周知河川の基準水位の見直しや、水防法改正による事項の追加などを中心にご審議いただきたいと存じます。

県では、本協議会の答申を受け、今年度の水防計画を策定し、本計画に基づいて、関係する皆様と水防体制の強化を図って参りますので、宜しくお願いします。

以上、協議会開催にあたっての、ご挨拶とさせていただきます。

3. 議事録署名者選任

【司会】

どうもありがとうございました。なお、本日の出席者のご紹介につきましては、出席者名簿の配付をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

岐阜県水防協議会条例第5条の規定により、会長が議長となりますが、本日会長は欠席ですので、あらかじめ会長から指名されました県土整備部次長の松田が、本日の会議の議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

【議長（以下、松田県土整備部次長）】

議長を務めさせていただきます岐阜県県土整備部次長の松田です。よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名者の選任を行うことといたします。この選任については議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なし>

【議長】

異議がないようですので、議事録署名者に岐阜地方気象台長の辻川才太様、岐阜県河川協会会長代理の岐阜市基盤整備部水防対策課長の川口幸男様を指名させていただきます。

ご両名様におかれましては、宜しく申し上げます。

4. 議事

【議長】

それでは、水防法第7条第1項の規定に基づき、知事から岐阜県水防計画を別添の「平成30年度岐阜県水防計画変更案」のとおり変更したいと諮問がありましたので、ご審議をお願いしたいと存じます。

変更案について、事務局の説明を求めます。

【事務局（河川課 高橋係長）】

河川課水政係の高橋と申します。

本日は、水防計画や水防に関する重要な事項をご審議いただく前に、当県の取り組みや水防協議会、水防計画などの概要説明をさせていただきます。それでは座って説明させていただきます。

写真は、昭和51年の安八町の写真です。平成27年9月の関東・東北豪雨での、茨城県の鬼怒川における堤防の決壊が記憶に新しいところですが、岐阜県でも昭和51年には長良川の堤防が破堤し、激甚な被害が発生しているところです。

それでは本県の地形と降雨の特性についてご説明いたします。本県は、3,000m級の山岳地帯から海拔ゼロメートル地帯まで、高低差の大きい複雑な地形を有しており、分水嶺を経て、太平洋と日本海へ流れる清流が県土に多くの恵みをもたらしています。また、本県の年間平均降水量は山間部では3,000mmを超える地域もあり、全国平均の約1,700mmを大きく上回っている状況にあります。

近年、岐阜県内でも、降雨の局地化・激甚化が進んでおり、今後もこれらの傾向が強まることが懸念されます。

平成11年以降、毎年のように県内各地で甚大な水害が発生しております。冒頭の安八水害だけでなく、近年においても平地だけでなく、いわゆる山間地においても水害は発生しております。平成22年の水害においては人的被害もありました。

先ほども申し上げましたが、平成27年9月の関東・東北豪雨では、台風第18号などの影響で記録的な大雨となり、茨城県の鬼怒川や宮城県の渋井川をはじめ19河川で堤防が決壊し、67河川で氾濫等の大規模な被害が発生したほか、全国各地で集中豪雨が頻発いたしました。

また、平成28年台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次ぎました。

県内でも、時間雨量50mmを超える局所的な大雨や集中豪雨は発生し、被害が発生しております。

今年度も、これから出水期を迎えるにあたり、関東・東北豪雨を背景とした、氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする「水防災意識社会再構築ビジョン」を受けた県の取り組みも踏まえ、関係機関との連絡体制の確保、水防マニュアル等の見直しなど、水防体制の整備に万全を期すよう取り組んでいるところです。

県の水防計画では、県は、水防管理団体が洪水時等に迅速かつ的確な水防活動が行えるよう、出水期前及び洪水経過後に、水防管理団体及び水防団等と合同で河川巡視を実施するなどして、重要水防箇所のお知らせを行うこと、また、水防活動の監視と警戒として、河川管理者は、浸透・侵食のおそれのある区間を水防管理団体に情報提供することとし、出水期前に河川管理者と水防管理者は、これらの箇所を毎年、確認しなければならないと明記されております。

特に、「水防災意識社会再構築ビジョン」を受けた県の取り組みとして、洪水に対しリスクが高い区間の共同点検、住民への周知のため、合同巡視に自治会等の代表者を加え、重要水防箇所の巡視を実施することとしております。

岐阜県では、お手元の資料のような、「洪水浸水想定区域図」や「浸水位表示板」、「洪水ハザードマップ」などにより水害リスクの周知を行っているところです。

水防法に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、河川管理者と気象庁が共同して発表しているものが洪水予報となります。この洪水予報については、先日25日の大雨の際にも、庄内川で発表されております。

川の特徴に応じて、洪水予報河川と水位周知河川に分け、その特徴を踏まえ、水防に必要な情報を発信しておりますが、その目的は水防への注意喚起にありますので、併せて水防警報河川と言っております。

洪水予報河川は、川への水の集まり方が比較的予想しやすいのに対し、水位周知河川は予想しにくいことから、一定の水位になったら、水防団や水防管理団体である市町村などへ水位が上がったことを連絡することとしております。

県内では、水位周知河川が24河川、洪水予報河川が7河川ございます。お手元の資料では、赤いところが洪水予報河川、白抜きのところが水位周知河川となっております。

河川管理者では、氾濫危険情報の発表基準点や近年浸水被害実績があるなど優先度の高い箇所について、刻々と変化する河川状況をリアルタイムで提供するため、水位計や河川監視カメラを順次設置しているところです。

また、これまで水位計が無かった中小河川についても、洪水時の観測に特化した「危機管理型水位計」の設置を推進しているところです。この「危機管理型水位計」については、後ほど、あらためて情報提供をさせていただきます。

県の洪水に関する防災情報については、河川に設置した水位計の観測情報をもとに発信をしております。その際、川の状態やその地域の地形などから地区を分けて、その地区毎に「きめ細かな水位情報」を提供できるよう基準となる水位を設定しております。

該当する箇所の水位情報を監視し、地区ごとに適切な情報を提供しております。

「岐阜県川の防災情報」というサイトでは、岐阜県と国土交通省、気象庁が観測した雨量・水位情報、河川画像、緊急情報等をリアルタイムに提供しております。

岐阜県では大雨や洪水、地震情報、土砂災害警戒情報、県管理道路の通行規制情報に関する危険情報を自動的にメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」を運用しております。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険箇所を、郵便番号などから簡単に検索できる「ぎふ山と川の危険箇所マップ」を運用しているところです。

また、防災意識の向上や水防活動の充実のため、分かりやすい量水標や水位の説明看板を設置しております。

近年の気候変動の影響により、水害の激甚化が懸念される中、ハード整備による治水安全度の向上に加え、その時点の施設では防ぎきれない洪水が必ず発生することを想定した、水防活動等のソフト対策の推進が不可欠となっています。

岐阜県は、関係機関・団体と連携して、水防団が行う水防活動を支援しております。

岐阜県では平成11年から毎年のように、県内各地で1時間50mm以上の集中豪雨や甚大な水害が発生している状況です。

堤防の増強などハード整備により水の脅威は減少しておりますが、依然、洪水など水害は発生している状況にあります。そのため、水災害の被害の軽減を図るため、水防法という法律によって県の役割、市町村の役割が定められています。

また、火事の際の消防団のように、水害に対しては水防団による水防活動が実施されております。

本日ご審議いただく岐阜県水防計画は、県内での水防活動が十分に行われるように作成する、いわば、水防団のマニュアルのようなものとなります。

消防団は、火事の際、救急車から放水して住民の家やお店を守りますが、水防団は主に堤防を守ります。水防工法のなかで、特に重要なのが、川が増水し、堤防をこえて川の水が押し寄せるのを防ぐ「積み土のう工」です。このために、堤防に「水防倉庫」を設け、いざという場合に、土を入れる袋やスコップなどが準備されています。

本日開催の岐阜県水防協議会は、県の条例により設置された機関であり、水防計画や水防に関する重要な事項をご審議いただくものです。

お手元に灰色の冊子である「水防計画」を配布させていただきましたが、今回はこれを変更し、最新の

状況を踏まえた防災計画を作成する必要がある、ご審議をお願いするものでございます。

水防法第7条1項においては、水防計画を毎年見直すこと。また、第3項においては水防計画変更の際には水防協議会に諮ることが定められています。

さきほど、水防計画のことを、いわば水防マニュアルだと申し上げましたが、その水防計画を基に水防活動を実施することにより、迅速な情報伝達及び水防活動を実施することができ、被害の軽減を図ることができます。具体的には、県の水防に係る組織体制や水防活動を重点的に行う箇所などが規定されております。

また、水防法第33条第1項においては、市町村等の水防計画は県の水防計画に応じた水防計画を定めることとされています。

岐阜県水防計画の項目立てとなります。

以上、簡単でございますが、当県の取組みや水防協議会、水防計画などの概要説明とさせていただきます。

【事務局（河川課 松浦主任）】

河川課水政係の松浦と申します。よろしく申し上げます。それでは、私から平成30年度岐阜県水防計画変更（案）について、説明させていただきます。

まず、本日の次第をご覧ください。今回の変更点は、「2 議事」の「平成30年度岐阜県水防計画変更（案）について」に記載のとおり、（1）水防法の一部改正を踏まえた改訂、（2）用語の追加・整理、（3）基準水位の見直し、（4）防災行政無線の更新、（5）重要水防箇所の見直し、主なものとして以上について行いたいと考えております。

それでは順番に説明させていただきます。まずは（1）水防法の一部改正を踏まえた改訂についてです。これは、昨年5月に改正された水防法の内容を水防計画に反映しようとするものです。スライドにより改正内容を説明しながら、水防計画の変更箇所についてご説明させていただきます。

まず、法律改正の背景・必要性についてです。皆様ご存じのとおり、近年、毎年のように想定外の豪雨による被害が発生しており、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しております。平成27年9月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊し、茨城県の常総市などでは、浸水により、多数の逃げ遅れが発生しました。

また、平成28年8月の台風第10号では、北海道、東北地方に甚大な被害を与えました。なかでも、岩手県の小本川流域において、高齢者のグループホームが浸水し、利用者9名が命を落とすという、大変痛ましい被害は記憶に新しいと思います。

このような全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要であるとして、水防法等が改正されることとなりました。

それでは改正内容について説明して参ります。まずは、大規模氾濫減災協議会制度の創設です。大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じた平成27年の関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになりました。このような課題に対応するため、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策を総合的・一体的に推進する必要があるとして、洪水予報河川・水位周知河川について、「大規模氾濫減災協議会」を組織することとなりました。

なお、本県では、平成25年度から設置している「新五流総地域委員会」と、平成28年度から設置している「水防災協議会」を「新五流総地域委員会」に統合し、水防法上の「大規模氾濫減災協議会」に位置付けております。

それでは、大規模氾濫減災協議会に係る水防計画の変更箇所について、まず、資料の4ページの新旧対照表をご覧ください。（4）の国土交通大臣の責任及び（5）の知事の責任の項目に、大規模氾濫減災協議会の設置について記載しております。次に8ページをご覧ください。法律には、協議会において協議が調った事項について、その構成員は協議の結果を尊重しなければならないこととされています。これを受けて、協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」の取組を推進するものとするとして記載し、県の姿勢を明確にしております。

つづいて、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等です。規模の大きい河川については、洪水予報河川や水位周知河川に指定されており、水位の到達情報や洪水予測の情報を一般に周知することと

されております。また、これらの河川については、浸水想定区域を指定し、地域の水害リスクを公表することとされております。ところが、それ以外の中小河川については、独自に取り組んでいる河川はありますが、法的な義務はありませんでした。

そのため、法改正により、市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、過去に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等に周知しなければならないこととされました。

水害リスク情報の周知に係る水防計画の変更箇所については、まず、新旧対照表の7ページをご覧ください。水害リスク情報の周知に関して、河川管理者は、市町村に対して必要な情報提供や助言等を行うものとされております。そのため、中央あたりの「河川管理者の援助が必要な事項」の(3)のとおり、河川管理者が実施する援助について記載しております。つぎに、13ページをご覧ください。上部にある第5章第4節において、ただいまお話しした、市町村が行うべき水害リスク情報の周知について記載しております。

それではつづいて、浸水拡大を抑制する施設等の保全についてです。これは、輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを「浸水被害軽減地区」として指定し、保全を図る制度です。こちらに指定された場合、当該地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者に届出をする必要が生じます。

水防計画の変更箇所については、まず、新旧対照表の7ページをご覧ください。こちらも、先ほどの水害リスク情報の周知と同様、河川管理者は、浸水被害軽減地区を指定しようとする水防管理者に対して、必要な援助をすることとされております。そのため、「河川管理者の援助が必要な事項」として、(1)、(2)、(4)に記載しております。つぎに、13ページから14ページをご覧ください。第8節で浸水被害軽減地区について説明するとともに、今年の3月に輪之内町が指定した浸水被害軽減地区について資料編に記載することとしております。

それではつづいて、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化です。要配慮者利用施設の利用者の避難の確保については、これまでも、利用者の洪水等の避難の確保を図るために必要な訓練その他措置に関する「避難確保計画」の作成が努力義務として定められておりました。当該規定は平成25年度から存在しますが、平成28年3月時点で対象となる施設のうち、避難確保計画を作成している施設は全国で約2.3%にとどまっておりました。また、平成28年に被害を受けた岩手県小本川流域の高齢者グループホームでは、水害に関する避難計画等が作成されておらず、施設の管理者は、市が発令する避難準備情報の意味を理解できていなかったという状況でした。

このような状況を踏まえて、法の改正により、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を、「努力義務」から「義務」へと改められたところ です。

義務化をうけて、岐阜県ではこちらのスライドのとおり指導・点検体制を整備し、計画の作成等が円滑に進捗するよう取り組んでいるところ です。

それでは、水防計画の変更箇所について、新旧対照表の13ページをご覧ください。中央あたりの第6節において、従前「努めるものとする」としていたものを、避難確保計画の作成及び訓練については「行うものとする」とし、義務化されたことを反映しております。

水防法の一部改正に係る最後は、民間を活用した水防活動の円滑化です。水防活動を担う水防団・消防団には団員数の減少や高齢化、団員のサラリーマン化による昼間不在等の課題があります。そのような中、地域の建設業者等、高度な機械力と水防活動への知見を有した民間事業者による水防活動の重要性が高まっているところ です。そのため、改正により、水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとされました。

行使できることとされた権限は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときに私有地等を通行できる「緊急通行」と、水防のため緊急の必要があるときに他人の土地や、資材などを使用することできる「公用負担」の2点です。

水防計画の変更箇所については、新旧対照表の10ページから11ページをご覧ください。10ページには緊急通行について記載しております。緊急通行についてはこれまで記載がなかったため、水防管理者からの委任を受けた場合も含めて新たに記載しております。11ページに移っていただいて、中央の下寄りの「公用負担」の項目に、水防管理者から委任を受けた者についても権限を行使できることを

追記しております。

水防法改正に係る説明は以上です。続いて、水防法の一部改正以外に関する変更点について説明いたします。

まず、(2)用語の追加・整理です。該当箇所は新旧対照表の4ページから6ページです。水防法の一部改正に伴い新たに用語を追加するとともに、これまで記載されていなかった用語の中で、「水防団待機水位」や「氾濫注意水位」など、必要と思われる用語について追加しております。

つづいて、(3)基準水位の見直しです。木曾川水系杭瀬川、大垣市の「赤坂大橋」地点について、水防警報等の発表基準となる水位の見直しを行います。こちらについては、後程河川課維持係から説明させていただきます。

それから、(4)防災行政無線の更新です。該当箇所は新旧対照表の12ページです。県の防災行政無線については、昨年度から本格的に運用が開始されておりますが、昨年4月時点からさらに更新されておりますので、平成30年4月時点の状況を反映させております。

最後に、(5)重要水防箇所の見直しです。今回の見直し箇所については、お手持ちの資料の17ページに県管理区間、18ページ以降に国直轄管理区間について掲載しております。それでは、県管理河川分について、簡単に説明させていただきます。

まず、大垣市の水門川です。こちらは新たに重要水防箇所を追加します。追加理由は、昨年10月の台風第21号の豪雨による増水時に、ガマができ、水が噴き出したことが確認されたためです。次のスライドにあるとおり、堤内地側でガマが確認されております。

続いて郡上市の長良川で、既存の重要水防箇所を延伸するものです。こちらは、既指定区間の下流においても、既指定区間と同様に堤防断面が小さく、また、近年商業地として利用が進んでいることから、延伸するものです。現場の状況はこのようになっております。

次に、恵那市の濁川です。こちらは過去度重なる浸水被害が発生している箇所ではありますが、河道拡幅などの河川改修がすすめられ、平成27年度までにほぼ概成しており、その後の出水においても流水の流下に支障は見られないため、廃止するものです。当該箇所の現在の状況はこちらのスライドのとおりです。

次は、恵那市の横町川です。こちらも、河川改修が進められたことにより、流水が支障なく流下されていることが確認できたため、一部区間を廃止するものです。当該箇所の現在の状況はこちらのスライドのとおりです。

最後は、中津川市の千旦林川です。当該区間も同様の理由により、廃止するものです。当該箇所の現在の状況はこちらのスライドのとおりです。

私からの説明は以上とさせていただきます。続きまして、河川課維持係から、赤坂大橋の基準水位の見直しについて説明させていただきます。

【事務局（河川課 豊福係長）】

河川課維持係の豊福と申します。

今回基準水位の見直しを行う地点、「赤坂大橋」で、岐阜県の西濃地方池田町から大垣市に流れる一級河川、杭瀬川にあります。杭瀬川につきましては、平成19年に水位周知河川に指定されております。今回見直しとなります赤坂大橋につきましては、平成27年に基準点として追加されております。

杭瀬川の状況についてです。この図面の左から右へ流れており、下流が右側になります。最初に水位周知河川に指定されたときは、塩田橋の基準点で水位周知をしており、ここを境に下流が直轄管理区間、上流が県管理区間となっております。

平成27年に赤坂大橋の基準点を追加しており、こちらの受け持ち区間は、上流は池田町と大垣市の境辺りの柳原橋であり、下流につきましては、赤坂新田の菅野川が合流する地点であります。

近年の出水状況でございます。平成27年から平成29年の3ヶ年で一番大きかったものは、昨年10月に台風第21号によるもので、赤坂大橋地点では、氾濫危険水位を大きく超える2.78mに到達して、大垣市の赤坂東地区に避難勧告が発令されております。

下の写真は、赤坂大橋ではないのですが、少し下流にあります大垣市笠木町の平成29年10月ごろの出水状況の写真です。

平成27年から平成29年の3ヶ年で、各基準水位を超えたものを記載させていただいております。氾

濫危険水位につきましては4回、氾濫注意水位につきましては5回、水防団待機水位につきましては50回、水位を超えることが発生しております。

今回、氾濫危険水位等を変更する経緯についてご説明させていただきます。先ほど申しましたとおり、赤坂大橋の基準点は、平成27年に追加されております。その当時の考え方につきましては、平成14年から25年までに発生した洪水の最大上昇速度、1時間あたり1.13mを採用して基準の水位を決めておりました。

平成27年以降、その最大上昇速度を用いた各基準で警報等を発令していたのですが、氾濫危険水位の設定が低かったために、実際の住民の避難行動につながっていなかったと、地元の水防管理団体である大垣市から伺っているところです。

また、先ほども申しましたとおり、避難判断水位又は水防団待機水位の到達回数がかなり多く、地元の水防団にも負担が大きいという状況となっております。今回見直しをさせていただくこととなりました。

今回の見直しの考え方についてです。こちらの図面の右側が下流、左側が上流であり、今回の見直しは赤坂大橋の観測所ですが、その上流の池田町境から少し上流に市橋観測所という水位観測所がございます。そこを拡大したものが右側の図面になります。合流する東川の右岸側にグラウンドがございます。洪水が起きた場合には、このグラウンドに溢水するという状況になっております。現地の溢水状況を加味すると、市橋の水位が一定以上高くなった以降は、下流の赤坂大橋の水位上昇速度は鈍るということになります。

平成27年から平成29年までの間で、市橋地点が溢水した以降の最大上昇速度は、1時間あたり0.24m上昇するという事です。今回、この水位上昇速度を用いまして、実情に即した水位の設定を行い、住民の適切な避難行動につなげていきたいということで、見直しを行っております。

見直しをした結果ですが、まず水防団待機水位につきましては0.70mから1.10m、氾濫注意水位につきましては1.6mから1.9m、避難判断水位につきましては1.7mから2.3m、氾濫危険水位につきましては2.1mから2.5mというところです。平成29年度の最高水位が2.78mなので、氾濫危険水位を2.5mとさせていただくことにより、避難行動に入るまでの時間「リードタイム」は約1時間とれるということで、今回この変更案をお示しさせていただきました。

変更した水位での過去3年間の到達回数は、水防団待機水位につきましては50回が14回、氾濫注意水位につきましては5回が1回、避難判断水位につきましては4回が1回、氾濫危険水位につきましては変わらず年1回です。

年あたりの水位到達は、氾濫危険水位につきましては年1回程度、避難判断水位につきましても年1回程度、氾濫注意水位につきましても年1回程度、水防団待機水位につきましては年5回程度ということになります。

この基準水位につきましては、地元の大垣市にも確認を取りまして、この案で了解いただいているという状況でございます。

以上で赤坂大橋地点の水位の見直しについて説明を終わらせていただきます。宜しくお願いします。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありました、岐阜県水防計画の変更案につきまして、ご質問、ご意見等のある方は発言をお願いします。

<意見なし>

【議長】

特にご意見等ございませんでしたので、本日ご審議頂きました内容にて早速運用できるよう準備するとともに、岐阜県水防計画を変更するよう、知事へ答申させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、議事録署名者の方には、後日、議事録を送付させていただきますので、ご署名をよろしく申し上げます。

以上

上記の通り、平成30年度岐阜県水防協議会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名者が署名・捺印する。

平成30年5月15日

議事録署名者 _____ 印

_____ 印